

第4章施策の展開方向と具体的な取組の記載イメージ

資料4-2

注：文章は全て事例（イメージ）です。

【基本となる施策の方向5】男女共同参画の意識づくり

保育の場や幼稚園、学校等において、児童生徒がその発達段階に応じて、個性や能力を十分に発揮できるよう、性別にかかわらずお互いを尊重する意識を醸成する保育や教育の充実を図ります。

【施策1】 保育や学校教育の場における男女共同参画の推進	担当課
子どもや保護者の男女平等に対する意識を育むとともに、発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	学校教育課 生涯学習課 幼保こども園課
【主な取組】	
<u>学校教育課</u> ○ 男女共同参画に関する情報の正しい見方や発信方法に関する教育の実施 ○ 男女共同参画にかかる学習の機会の提供 ○ 男女平等意識を育む教育の実施 （関連計画：市教育振興基本計画） <u>生涯学習課</u> ○ 家庭教育における男女共同参画意識を育む広報啓発 ○ 保護者を対象とした講演、研修等の実施 （関連計画：市教育振興基本計画） <u>幼保こども園課</u> ○ 保護者に対する男女平等に関する研修等への参加促進 ○ 男女平等意識を育む保育の実施 ○ 男女平等に関する広報啓発	

【成果指標】			
	施策目標の指標	現状値	目標値
		令和5（2023）年度	令和11（2029）年度
1	●・・・・・・の割合	●%	●%以上
2	●・・・・・・の割合	●%	●%以上
3	●・・・・・・の割合	●%	●%以上